

第  
5123  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 12月 8日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 消費税率の引上げに伴う経過措置

**Q**：消費税率が10%に引き上げられることに伴う経過措置が出されたそうですが、どのようなものなのですか？

**A**：適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものに経過措置が講じられています。

### 【解説】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることとされています。

したがって、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等課税仕入及び保税地域から引き取られる課税貨物については、10%の税率が適用され、適用開始日前の取引については8%の税率が適用されるのですが、次のものについては、10%に引き上げ後においても、8%の税率が適用される経過措置が講じられました。

- ①旅客運賃等
- ②電気料金等
- ③請負工事等
- ④資産の貸付け
- ⑤指定役務の提供
- ⑥予約販売に係る書籍等
- ⑦特定新聞
- ⑧通信販売
- ⑨有料老人ホーム
- ⑩家電リサイクル法に規定する再商品化等

